

○千葉県地域防災計画【第2編 地震・津波編】

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
NTT東日本 (4) 地-2-6	媒体としてふさわしくないため	(4) 広報媒体等 東日本電信電話(株) <u>テレホンサービス</u>	(4) 広報媒体等 東日本電信電話(株) <u>テレホンサービス</u>
ソフトバンク 地-2-6	サービス終了のため	(4) 広報媒体等 ソフトバンク <u>Yahoo!ケータイサービス</u>	(4) 広報媒体等 ソフトバンク <u>Yahoo!ケータイサービス</u>
危機管理政策課 地-2-7	風-2-5と記載を合わせるため	第2章 災害予防計画 第1節 防災意識の向上  ~~~~ 県は、自主防災組織の機能強化を図るため、市町村及び専門家等との連携のもと、大規模災害時において各組織を取りまとめ、行政との連絡調整役を担う災害対策コーディネーターの養成や、 <u>消防学校において、地域防災力の中核を担う自主防災組織や企業の自衛防災組織などを対象に実践的な訓練・研修を実施するなど、共助の中核となる人材育成を促進する。</u>	第2章 災害予防計画 第1節 防災意識の向上  ~~~~ 県は、自主防災組織の機能強化を図るため、市町村及び専門家等との連携のもと、大規模災害時において各組織を取りまとめ、行政との連絡調整役を担う災害対策コーディネーターの養成を <u>促進</u> するなど、共助の中核となる人材育成を促進する。
危機管理政策課 (衛生指導課) 地-2-17	国の防災基本計画と記載事項を合わせるため	第2章 災害予防計画 第2節 津波災害予防対策 3 津波広報、教育、訓練計画 (4) 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮 防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める <u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</u>	第2章 災害予防計画 第2節 津波災害予防対策 3 津波広報、教育、訓練計画 (4) 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮 防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
銚子地方気象 台 地-2-17		これらのことから、県は銚子市から富津岬までの地域について、気象庁の津波警報レベルに合わせ、3 m (1~3m)、5 m (3~5m)、10 m (5~10m) の津波が押し寄せてきた場合を想定した津波シミュレーションの結果を基に、津波浸水予測図を作成した。	これらのことから、県は銚子市から富津岬までの地域について、気象庁の津波警報レベルに合わせ、3 m (1~3m)、5 m (3~5m)、10 m (7~10m) の津波が押し寄せてきた場合を想定した津波シミュレーションの結果を基に、津波浸水予測図を作成した。
危機管理政策 課 地域室 地-2-18	防災基本計画 修正のため	第2章 災害予防計画 第2節 津波災害予防対策 イ 住民等の避難誘導體制 (ウ) 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、平常時より名簿を提供することに同意等が得られた避難行動要支援者について、避難支援等関係者に名簿を提供し、避難支援のための個別避難計画の作成に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、 <u>個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら</u> 、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。	第2章 災害予防計画 第2節 津波災害予防対策 イ 住民等の避難誘導體制 (ウ) 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、平常時より名簿を提供することに同意等が得られた避難行動要支援者について、避難支援等関係者に名簿を提供し、避難支援のための個別避難計画の作成に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。
消防課 地-2-25	説明追記	第3節火災等予防対策 1 地震火災の防止(防災危機管理部、県土整備部、市町村) (1) 出火の防止 エ 危険物施設等の保安監督の指導 (略) また、市町村 <u>(消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下同じ。)</u> 火災予防条例の規定に基づく少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者、管理者等に対して必要な助言又は指導を行う。	第3節火災等予防対策 1 地震火災の防止(防災危機管理部、県土整備部、市町村) (1) 出火の防止 エ 危険物施設等の保安監督の指導 (略) また、市町村火災予防条例の規定に基づく少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者、管理者等に対して必要な助言又は指導を行う。
建築指導課 地-2-27	法令改正のため	第2章 災害予防計画 第3節火災等予防対策	第2章 災害予防計画 第3節火災等予防対策

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行																																																																					
		<p>(3) 防火地域・準防火地域内の建築規制 (建築基準法) ↓</p> <table border="1" data-bbox="510 242 1258 1177"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>階数</th> <th>延べ面積</th> <th>S &gt; 100㎡</th> <th>S ≤ 100㎡</th> <th>左記の制限より除かれるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">防火地域</td> <td>階数が3以上</td> <td></td> <td>耐火建築物等</td> <td>耐火建築物等</td> <td>1. 延べ面積が50㎡以内の平家建ての附属建築物で外壁・軒裏が防火構造のほか、延焼のおそれのある部分に防火設備を設けた場合</td> </tr> <tr> <td>階数が2以下</td> <td></td> <td>耐火建築物等</td> <td>耐火建築物又は準耐火建築物等</td> <td>2. 卸売市場の上家・機械製作工場で、主要構造部を不燃材料等で造るほか、延焼のおそれのある部分に防火設備を設けた場合 3. 高さ2mを超える門・塀で不燃材料で造り又はおわれたもののほか、道に面する部分を厚さ24mm以上の木材で造られたもの等 4. 高さ2m以下の門・塀</td> </tr> <tr> <th>地域</th> <th>階数</th> <th>延べ面積</th> <th>S ≤ 500㎡</th> <th>500㎡ &lt; S ≤ 1,500㎡</th> <th>S &gt; 1,500㎡</th> <th>左記の制限より除かれるもの</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">準防火地域</td> <td>地上階数 ≥ 4</td> <td></td> <td>耐火建築物等</td> <td>耐火建築物等</td> <td>耐火建築物等</td> <td>1. 木造建築物等に附属する高さ2mを超える門・塀で延焼のおそれのある部分(建築物の1階にあるとする)を不燃材料で造り又はおわれたもののほか、道に面する部分を厚さ24mm以上の木材で造られたもの等</td> </tr> <tr> <td>地上階数 3</td> <td></td> <td>耐火建築物・準耐火建築物等又は防火上必要な技術基準に適合する建築物</td> <td>耐火建築物又は準耐火建築物等</td> <td>耐火建築物等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地上階数 ≤ 2</td> <td></td> <td>木造建築物等の場合、外壁・軒裏の延焼のおそれのある部分は防火構造</td> <td>耐火建築物又は準耐火建築物等</td> <td>耐火建築物等</td> <td>2. 卸売市場の上家・機械製作工場で、主要構造部を不燃材料等で造るほか、延焼のおそれのある部分に防火設備を設けたもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>防火地域、準防火地域内にある建築物に対するその他の制限</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>屋根……防火地域又は準防火地域においては、建築物の屋根で耐火構造又は準耐火構造でないものは、不燃材料で造り、又はふかなければならない。(建築基準法第62条)</li> <li>開口部……防火地域又は準防火地域にある建築物は、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他政令で定める防火設備を設けなければならない。(建築基準法第61条)</li> <li>外壁部……防火地域又は準防火地域にある建築物で、外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。(建築基準法第63条)</li> </ol>	地域	階数	延べ面積	S > 100㎡	S ≤ 100㎡	左記の制限より除かれるもの	防火地域	階数が3以上		耐火建築物等	耐火建築物等	1. 延べ面積が50㎡以内の平家建ての附属建築物で外壁・軒裏が防火構造のほか、延焼のおそれのある部分に防火設備を設けた場合	階数が2以下		耐火建築物等	耐火建築物又は準耐火建築物等	2. 卸売市場の上家・機械製作工場で、主要構造部を不燃材料等で造るほか、延焼のおそれのある部分に防火設備を設けた場合 3. 高さ2mを超える門・塀で不燃材料で造り又はおわれたもののほか、道に面する部分を厚さ24mm以上の木材で造られたもの等 4. 高さ2m以下の門・塀	地域	階数	延べ面積	S ≤ 500㎡	500㎡ < S ≤ 1,500㎡	S > 1,500㎡	左記の制限より除かれるもの	準防火地域	地上階数 ≥ 4		耐火建築物等	耐火建築物等	耐火建築物等	1. 木造建築物等に附属する高さ2mを超える門・塀で延焼のおそれのある部分(建築物の1階にあるとする)を不燃材料で造り又はおわれたもののほか、道に面する部分を厚さ24mm以上の木材で造られたもの等	地上階数 3		耐火建築物・準耐火建築物等又は防火上必要な技術基準に適合する建築物	耐火建築物又は準耐火建築物等	耐火建築物等		地上階数 ≤ 2		木造建築物等の場合、外壁・軒裏の延焼のおそれのある部分は防火構造	耐火建築物又は準耐火建築物等	耐火建築物等	2. 卸売市場の上家・機械製作工場で、主要構造部を不燃材料等で造るほか、延焼のおそれのある部分に防火設備を設けたもの	<p>(3) 防火地域・準防火地域内の建築規制 (建築基準法) ↓</p> <table border="1" data-bbox="1339 242 2087 1104"> <thead> <tr> <th></th> <th>対 象</th> <th>構 造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">防火地域</td> <td>1 階数が3以上又は延べ面積が100平方メートルを超える建築物</td> <td rowspan="2">3に掲げる建築物を除く</td> <td>耐火建築物等</td> </tr> <tr> <td>2 その他の建築物</td> <td>耐火建築物又は準耐火建築物等</td> </tr> <tr> <td>3 (1) 外壁及び軒裏が防火構造で、延べ面積が50平方メートル以内の平屋建の附属建築物 (2) 卸売市場の上家又は機械製作工場で主要構造部が不燃材料で造られたものなど (3) 高さ2mを超える門又は塀で不燃材料で造り又はおわれたもの (4) 高さ2m以下の門又は塀</td> <td></td> <td>制限なし</td> </tr> <tr> <td>4 看板、広告塔、装飾塔その他これらに類する工作物で、建築物の屋上に設けるもの又は高さ3mを超えるもの</td> <td></td> <td>主要部分を不燃材料で造り又はおおう</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">準防火地域</td> <td>1 地階を除く階数が、4以上又は延べ面積が1,500平方メートルを超える建築物</td> <td rowspan="3">卸売市場の上家又は機械製作工場で主要構造部が不燃材料で造られたものなどを除く</td> <td>耐火建築物等</td> </tr> <tr> <td>2 延べ面積が500平方メートルを超え1,500平方メートル以下の建築物</td> <td>耐火建築物又は準耐火建築物等</td> </tr> <tr> <td>3 地階を除く階数が3である建築物</td> <td>耐火建築物、準耐火建築物又は防火上必要な政令で定める技術基準に適合する建築物</td> </tr> <tr> <td>4 1、2、3以外の木造建築物</td> <td>外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分 高さ2mを超える附属の門又は塀で延焼のおそれのある部分</td> <td>防火構造等 不燃材料で造るか、おおう</td> </tr> </tbody> </table> <p>防火地域、準防火地域内にある建築物に対するその他の制限</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>屋根……防火地域又は準防火地域においては、建築物の屋根で耐火構造又は準耐火構造でないものは、不燃材料で造り、又はふかなければならない。(建築基準法第62条)</li> <li>開口部……防火地域又は準防火地域にある建築物は、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他政令で定める防火設備を設けなければならない。(建築基準法第61条)</li> <li>外壁部……防火地域又は準防火地域にある建築物で、外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。(建築基準法第63条)</li> </ol>		対 象	構 造	防火地域	1 階数が3以上又は延べ面積が100平方メートルを超える建築物	3に掲げる建築物を除く	耐火建築物等	2 その他の建築物	耐火建築物又は準耐火建築物等	3 (1) 外壁及び軒裏が防火構造で、延べ面積が50平方メートル以内の平屋建の附属建築物 (2) 卸売市場の上家又は機械製作工場で主要構造部が不燃材料で造られたものなど (3) 高さ2mを超える門又は塀で不燃材料で造り又はおわれたもの (4) 高さ2m以下の門又は塀		制限なし	4 看板、広告塔、装飾塔その他これらに類する工作物で、建築物の屋上に設けるもの又は高さ3mを超えるもの		主要部分を不燃材料で造り又はおおう	準防火地域	1 地階を除く階数が、4以上又は延べ面積が1,500平方メートルを超える建築物	卸売市場の上家又は機械製作工場で主要構造部が不燃材料で造られたものなどを除く	耐火建築物等	2 延べ面積が500平方メートルを超え1,500平方メートル以下の建築物	耐火建築物又は準耐火建築物等	3 地階を除く階数が3である建築物	耐火建築物、準耐火建築物又は防火上必要な政令で定める技術基準に適合する建築物	4 1、2、3以外の木造建築物	外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分 高さ2mを超える附属の門又は塀で延焼のおそれのある部分	防火構造等 不燃材料で造るか、おおう
地域	階数	延べ面積	S > 100㎡	S ≤ 100㎡	左記の制限より除かれるもの																																																																			
防火地域	階数が3以上		耐火建築物等	耐火建築物等	1. 延べ面積が50㎡以内の平家建ての附属建築物で外壁・軒裏が防火構造のほか、延焼のおそれのある部分に防火設備を設けた場合																																																																			
	階数が2以下		耐火建築物等	耐火建築物又は準耐火建築物等	2. 卸売市場の上家・機械製作工場で、主要構造部を不燃材料等で造るほか、延焼のおそれのある部分に防火設備を設けた場合 3. 高さ2mを超える門・塀で不燃材料で造り又はおわれたもののほか、道に面する部分を厚さ24mm以上の木材で造られたもの等 4. 高さ2m以下の門・塀																																																																			
地域	階数	延べ面積	S ≤ 500㎡	500㎡ < S ≤ 1,500㎡	S > 1,500㎡	左記の制限より除かれるもの																																																																		
準防火地域	地上階数 ≥ 4		耐火建築物等	耐火建築物等	耐火建築物等	1. 木造建築物等に附属する高さ2mを超える門・塀で延焼のおそれのある部分(建築物の1階にあるとする)を不燃材料で造り又はおわれたもののほか、道に面する部分を厚さ24mm以上の木材で造られたもの等																																																																		
	地上階数 3		耐火建築物・準耐火建築物等又は防火上必要な技術基準に適合する建築物	耐火建築物又は準耐火建築物等	耐火建築物等																																																																			
	地上階数 ≤ 2		木造建築物等の場合、外壁・軒裏の延焼のおそれのある部分は防火構造	耐火建築物又は準耐火建築物等	耐火建築物等	2. 卸売市場の上家・機械製作工場で、主要構造部を不燃材料等で造るほか、延焼のおそれのある部分に防火設備を設けたもの																																																																		
	対 象	構 造																																																																						
防火地域	1 階数が3以上又は延べ面積が100平方メートルを超える建築物	3に掲げる建築物を除く	耐火建築物等																																																																					
	2 その他の建築物		耐火建築物又は準耐火建築物等																																																																					
	3 (1) 外壁及び軒裏が防火構造で、延べ面積が50平方メートル以内の平屋建の附属建築物 (2) 卸売市場の上家又は機械製作工場で主要構造部が不燃材料で造られたものなど (3) 高さ2mを超える門又は塀で不燃材料で造り又はおわれたもの (4) 高さ2m以下の門又は塀		制限なし																																																																					
	4 看板、広告塔、装飾塔その他これらに類する工作物で、建築物の屋上に設けるもの又は高さ3mを超えるもの		主要部分を不燃材料で造り又はおおう																																																																					
準防火地域	1 地階を除く階数が、4以上又は延べ面積が1,500平方メートルを超える建築物	卸売市場の上家又は機械製作工場で主要構造部が不燃材料で造られたものなどを除く	耐火建築物等																																																																					
	2 延べ面積が500平方メートルを超え1,500平方メートル以下の建築物		耐火建築物又は準耐火建築物等																																																																					
	3 地階を除く階数が3である建築物		耐火建築物、準耐火建築物又は防火上必要な政令で定める技術基準に適合する建築物																																																																					
	4 1、2、3以外の木造建築物	外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分 高さ2mを超える附属の門又は塀で延焼のおそれのある部分	防火構造等 不燃材料で造るか、おおう																																																																					

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行																		
公園緑地課 地-2-29	時点更新のため	第2章 災害予防計画 第3節 火災等予防対策 3 防災空間の整備・拡大 (2) 都市公園の整備 <table border="1" data-bbox="490 376 1247 699"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>箇 所 数</th> <th>面 積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立都市公園 (令和 6年度当初現在)</td> <td>15</td> <td>479.1</td> </tr> <tr> <td>市町村立都市公園等 (令和 6年度当初現在)</td> <td>7,651</td> <td>3944.5</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	箇 所 数	面 積 (ha)	県立都市公園 (令和 6年度当初現在)	15	479.1	市町村立都市公園等 (令和 6年度当初現在)	7,651	3944.5	第2章 災害予防計画 第3節 火災等予防対策 3 防災空間の整備・拡大 (2) 都市公園の整備 <table border="1" data-bbox="1319 376 2076 699"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>箇 所 数</th> <th>面 積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立都市公園 (令和 4年度当初現在)</td> <td>15</td> <td>477.3</td> </tr> <tr> <td>市町村立都市公園等 (令和 4年度当初現在)</td> <td>7,522</td> <td>4,384.91</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	箇 所 数	面 積 (ha)	県立都市公園 (令和 4年度当初現在)	15	477.3	市町村立都市公園等 (令和 4年度当初現在)	7,522	4,384.91
区 分	箇 所 数	面 積 (ha)																			
県立都市公園 (令和 6年度当初現在)	15	479.1																			
市町村立都市公園等 (令和 6年度当初現在)	7,651	3944.5																			
区 分	箇 所 数	面 積 (ha)																			
県立都市公園 (令和 4年度当初現在)	15	477.3																			
市町村立都市公園等 (令和 4年度当初現在)	7,522	4,384.91																			
消防課 地-2-31	団体名の変更のため	第2章 災害予防計画 第4節 消防計画 5 消防思想の普及 (1) 各種の行事を行い消防思想の普及徹底を図る。 (2) 春秋2回の火災予防運動を実施する。(各1週間) (3) 県消防大会及び <u>全国消防操法大会千葉県代表選考会</u> を開催する。 (4) 各種講習会等を開催する。 (5) 下記関係団体と協力して、消防思想の普及及び火災予防の徹底を図る。 (公財) 千葉県消防協会 (一社) 千葉県危険物安全協会連合会 千葉県少年女性防火委員会 (一社) 千葉県消防設備協会 なお、住宅火災の延焼防止のため、住宅用火災警報器の設置普及を図る。	第2章 災害予防計画 第4節 消防計画 5 消防思想の普及 (1) 各種の行事を行い消防思想の普及徹底を図る。 (2) 春秋2回の火災予防運動を実施する。(各1週間) (3) 県消防大会及び <u>県操法大会</u> を開催して、消防職員・団員の士気の高揚を図る。 (4) 各種講習会等を開催する。 (5) 下記関係団体と協力して、消防思想の普及及び火災予防の徹底を図る。 (公財) 千葉県消防協会 (一社) 千葉県危険物安全協会連合会 千葉県少年婦人防火委員会 (一社) 千葉県消防設備協会 なお、住宅火災の延焼防止のため、住宅用火災警報器の設置普及を図る。																		



担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
河川環境課 地-2-50, 51	国からの通知 による	<p>難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。 また、<u>土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布やインターネットを利用するなどの必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p>ア 地すべり対策 (ア) 地すべり防止区域の指定     &lt;資料編 8-8 地すべり防止区域等、表 2~5&gt; イ 急傾斜地崩壊対策     &lt;資料編 8-9 急傾斜地崩壊危険区域一覧表&gt;</p> <p>ウ 土石流対策 土石流が発生するおそれがある<u>区域について、砂防法第 2 条により土石流の発生を助長するような行為を制限するため砂防指定を促進し</u>、土石流が発生するおそれの高い箇所や保全対象の多い箇所から防止工事を実施する。     &lt;資料編 8-12 土石流危険溪流一覧表&gt;     &lt;資料編 8-14 溪流又は山地等の砂防に関する事業計画表&gt;</p>	<p>めるとともに、要配慮者利用施設を利用している者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。 また、<u>土砂災害が発生するおそれがある箇所についても、土砂災害警戒区域等に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。</u> さらに、<u>土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p>ア 地すべり対策 (ア) 地すべり防止区域の指定     &lt;資料編 8-8 地すべり防止区域等、表 2~6&gt; イ 急傾斜地崩壊対策     &lt;資料編 8-9 急傾斜地崩壊危険区域一覧表&gt;</p> <p>ウ 土石流対策 <u>土石流危険溪流とは、土石流が発生するおそれがある溪流をいい、一般的には溪流の勾配が約 15 度以上の急勾配をなす地域をもち、溪流の中に多量の不安定な土砂がある溪流をいう。</u> <u>これらの溪流について、砂防法第 2 条により土石流の発生を助長するような行為を制限するため砂防指定を促進し</u>、土石流が発生するおそれの高い箇所や保全対象の多い箇所から防止工事を実施する。     &lt;資料編 8-12 土石流危険溪流一覧表&gt;     &lt;資料編 8-16 溪流又は山地等の砂防に関する事業計画表&gt;</p>
都市計画課 地-2-51	誤記の修正	<p>&lt;資料編 8-12 宅地造成<u>工事</u>規制区域一覧表&gt;</p>	<p>&lt;資料編 8-14 宅地造成等規制区域一覧表&gt;</p>
水質保全課 地-2-53	誤記の修正	<p>第 2 章 災害予防計画 第 7 節 土砂災害等予防対策 2 地盤沈下の防止 (2) 地盤沈下防止対策 表-1 工業用水法 規制対象 工業用水 工業とは製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気供給業、<u>ガス供給業及び熱供給業</u>をいう。</p>	<p>第 2 章 災害予防計画 第 7 節 土砂災害等予防対策 2 地盤沈下の防止 (2) 地盤沈下防止対策 表-1 工業用水法 規制対象 工業用水 工業とは製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気供給業<u>及びガス供給業</u>をいう。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
耕地課 地-2-54	国の施策を踏 まえた時点修 正	建築物用地下水の採取の規制に関する法律 規制対象 建築物用地下水 冷房用水、暖房用水、自動車車庫に設けられた洗車設備用水、水 洗便所用水、公衆浴場用水（浴室の床面積の合計が150m2を超える もの） 第2章 災害予防計画 第7節 土砂災害等予防対策 4 河川、ため池施設の安全化 （2）ため池等災害対策 県は、老朽化、降雨、地震等によりため池が決壊した場合に影 響が大きい農業用ため池を「 <u>防災重点農業用ため池に指定し、「千葉 県防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」に基づき計画 的に改修を行うものとする。</u>	建築物用地下水の採取の規制に関する法律 規制対象 建築物用地下水 冷房用水、暖房用水、自動車車庫に設けられた洗車設備用水、水 洗便所用水、公衆浴場用水（浴室の床面積の合計150m2以上） 第2章 災害予防計画 第7節 土砂災害等予防対策 4 河川、ため池施設の安全化 （2）ため池等災害対策 県は、老朽化、降雨、地震等によりため池が決壊した場合に影 響が大きい農業用ため池について、「 <u>ため池データベース</u> 」を整備 し、改修を必要とするものから計画的に改修を行うものとする。
危機管理政策 課 地域室 地-2-55	防災基本計画 修正のため	第2章 災害予防計画 第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備 イ 避難行動要支援者名簿の作成 市町村は、把握した要配慮者情報をもとに、避難行動要支 援者名簿を作成する。 <u>また、避難行動要支援者名簿の作成にあたって、デジタル 技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u>	第2章 災害予防計画 第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備 イ 避難行動要支援者名簿の作成 市町村は、把握した要配慮者情報をもとに、避難行動要支 援者名簿を作成する。 <u>（新規）</u>
危機管理政策 課 地域室 地-2-56	防災基本計画 修正のため	第2章 災害予防計画 第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備 オ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有 （ア）避難行動要支援者名簿の更新 避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、 市町村は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支 援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、 名簿情報を最新の状態に保つ。 <u>また、避難行動要支援者名簿の更新にあたって、デジ タル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u>	第2章 災害予防計画 第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備 オ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有 （ア）避難行動要支援者名簿の更新 避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、 市町村は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支 援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、 名簿情報を最新の状態に保つ。 <u>（新規）</u>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策 課 地域室 地-2-57	防災基本計画 修正のため	<p>第2章 災害予防計画 第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備 (3) 個別避難計画の作成等 ア 個別避難計画の作成 (ア) 作成に係る方針及び体制等 市町村は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、防災担当部局や福祉担当部局の連携の下、避難支援等関係者と連携し、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努めるものとし、<u>県は、市町村の個別避難計画に係る取組を支援する。</u> 作成に当たっては、地域の実情や避難行動要支援者本人の状況を踏まえ、ハザードマップ上、危険な場所に居住する者等、特に優先して作成すべき避難行動要支援者から、市町村や避難支援等関係者と避難行動要支援者本人とが具体的に打合せを行いながら作成する。 また、上記の計画作成と並行して、早期に避難行動要支援者全体に計画が作成されるようにするため、本人や本人の状況によっては、家族や地域において防災活動を行う自主防災組織等が記入をする形態での個別避難計画の作成も進める。 <u>併せて、個別避難計画の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p>	<p>第2章 災害予防計画 第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備 (3) 個別避難計画の作成等 ア 個別避難計画の作成 (ア) 作成に係る方針及び体制等 市町村は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、防災担当部局や福祉担当部局の連携の下、避難支援等関係者と連携し、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努める。 作成に当たっては、地域の実情や避難行動要支援者本人の状況を踏まえ、ハザードマップ上、危険な場所に居住する者等、特に優先して作成すべき避難行動要支援者から、市町村や避難支援等関係者と避難行動要支援者本人とが具体的に打合せを行いながら作成する。 また、上記の計画作成と並行して、早期に避難行動要支援者全体に計画が作成されるようにするため、本人や本人の状況によっては、家族や地域において防災活動を行う自主防災組織等が記入をする形態での個別避難計画の作成も進める。 <u>(新規)</u></p>
危機管理政策 課 地域室 地-2-57	防災基本計画 修正のため	<p>第2章 災害予防計画 第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備 ウ 個別避難計画の更新 市町村は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて個別避難計画を更新する。 <u>また、個別避難計画の更新にあたって、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p>	<p>第2章 災害予防計画 第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備 ウ 個別避難計画の更新 市町村は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて個別避難計画を更新する。 <u>(新規)</u></p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策課 防災対策課 健康福祉部 地-2-58	防災基本計画 修正のため	<p>第2章 災害予防計画            第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備            2 要配慮者全般への対応            (3) 防災設備等の整備</p> <p>県及び市町村は、ひとり暮らしの高齢者や障害者、ねたきりの高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。</p> <p>また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を努めるものとする。</p> <p><u>なお、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p><u>さらに、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p>	<p>第2章 災害予防計画            第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備            2 要配慮者全般への対応            (3) 防災設備等の整備</p> <p>県及び市町村は、ひとり暮らしの高齢者や障害者、ねたきりの高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。</p> <p>また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を努めるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>
防災対策課 地-2-60	修正された国の防災基本計画において「重要拠点の通信確保」の記載が追加されたため、それに倣ったもの	<p>第2章 災害予防計画            第9節 情報連絡体制の整備</p> <p>大規模震災時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、県、市町村及び防災関係機関は、情報収集伝達手段として、防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進めるとともに、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。</p> <p>また、<u>電気通信事業者にあつては、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組みを推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。</u></p> <p>なお、災害時の通信連絡系統は以下のとおりである。</p>	<p>第2章 災害予防計画            第9節 情報連絡体制の整備</p> <p>大規模震災時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、県、市町村及び防災関係機関は、情報収集伝達手段として、防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進める。</p> <p>また、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。</p> <p>なお、災害時の通信連絡系統は以下のとおりである。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行																										
防災対策課 地-2-63	時点修正	<p>第9節 情報連絡体制の整備</p> <p>1 県における災害情報通信施設の整備（防災危機管理部）</p> <p>（5）震度情報ネットワークシステムの整備</p> <p>県は、震災時に初動体制の迅速な確立を図るため、県内全市町村に設置した計測震度計と、国立研究開発法人防災科学技術研究所、気象庁、千葉市及び松戸市が設置した計測震度計の<u>81</u>観測点の震度情報をオンラインで収集する「千葉県震度情報ネットワークシステム」を整備・運用している。</p> <p>ア 震度情報観測網</p> <p>震度情報観測点数（令和6年4月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="459 655 1162 922"> <thead> <tr> <th>設置者</th> <th>千葉県</th> <th>気象庁</th> <th>千葉市</th> <th>松戸市</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観測点数</td> <td>74</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>1</td> <td><u>81</u></td> </tr> </tbody> </table>	設置者	千葉県	気象庁	千葉市	松戸市	計	観測点数	74	2	4	1	<u>81</u>	<p>第9節 情報連絡体制の整備</p> <p>1 県における災害情報通信施設の整備（防災危機管理部）</p> <p>（5）震度情報ネットワークシステムの整備</p> <p>県は、震災時に初動体制の迅速な確立を図るため、県内全市町村に設置した計測震度計と、国立研究開発法人防災科学技術研究所、気象庁、千葉市及び松戸市が設置した計測震度計の<u>82</u>観測点の震度情報をオンラインで収集する「千葉県震度情報ネットワークシステム」を整備・運用している。</p> <p>ア 震度情報観測網</p> <p>震度情報観測点数（令和3年4月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="1290 655 2103 922"> <thead> <tr> <th>設置者</th> <th>千葉県</th> <th>国立研究開発法人防災科学研究所</th> <th>気象庁</th> <th>千葉市</th> <th>松戸市</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観測点数</td> <td>74</td> <td><u>1</u></td> <td>2</td> <td>4</td> <td>1</td> <td><u>82</u></td> </tr> </tbody> </table>	設置者	千葉県	国立研究開発法人防災科学研究所	気象庁	千葉市	松戸市	計	観測点数	74	<u>1</u>	2	4	1	<u>82</u>
設置者	千葉県	気象庁	千葉市	松戸市	計																								
観測点数	74	2	4	1	<u>81</u>																								
設置者	千葉県	国立研究開発法人防災科学研究所	気象庁	千葉市	松戸市	計																							
観測点数	74	<u>1</u>	2	4	1	<u>82</u>																							
消防課 地-2-65	本文の脱字修正のため	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第9節 情報連絡体制の整備</p> <p>11 アマチュア無線の活用（防災危機管理部）</p> <p>アマチュア無線による通信は、災害時に一般加入電話等が使用できない場合の代替通信手段として効果があることから、県は、ボランティアによるものであることを配慮の上、必要に応じて、アマチュア無線関係団体に災害情報の収集伝達について協力を要請する。</p> <p>このため、県とアマチュア無線関係団体は共同して非常通信訓練を行うなど、平常時から連携強化に努めるものとする。</p> <p>&lt;資料編1-12 アマチュア無線による災害時応援協定書&gt;</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第9節 情報連絡体制の整備</p> <p>11 アマチュア無線の活用（防災危機管理部）</p> <p>アマチュア無線による通信は、災害時に一般加入電話等が使用できない場合の代替通信手段として効果があることから、県は、ボランティアによるものであることを配慮の上、必要に応じて、アマチュア無線関係団体に災害情報の収集伝達について協力を要請する。</p> <p>このため、県とアマチュア無線関係団体は共同して非常通信訓練を行うなど、平常時から連携強化に努めるものとする。</p> <p>&lt;資料編1-12 アマチュア無線による災害時応援協定書&gt;</p>																										

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
(衛生指導課) 危機管理政策課 地-2-66	国の防災基本計画と記載事項を合わせるため	第2章 災害予防計画 第10節 備蓄・物流計画 1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備 (2) 市町村における備蓄・調達体制の整備 ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・簡易トイレ・携帯トイレ・常備薬・マスク・消毒液・段ボールベッド・パーティション・炊き出し用具・毛布・その他生活必需物資や感染症対策を含む避難所運営に必要な資機材、 <u>家庭動物の飼養に関する資材</u> 等を中心とした備蓄に努めるものとする。	第2章 災害予防計画 第10節 備蓄・物流計画 1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備 (2) 市町村における備蓄・調達体制の整備 ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・簡易トイレ・携帯トイレ・常備薬・マスク・消毒液・段ボールベッド・パーティション・炊き出し用具・毛布・その他生活必需物資や感染症対策を含む避難所運営に必要な資機材等を中心とした備蓄に努めるものとする。
防災対策課 地-2-67	今回の防災基本計画改正において、物資輸送拠点の運営に係る人員や資機材等の確保に努めるものとする旨が追加されたため。	第2章 災害予防計画 第10節 備蓄・物流計画 1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備 (5) 県及び市町村における災害時の物流体制の整備 イ 市町村における物流体制 市町村は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者、NPO、住民団体等と連携して人員や資器材を確保する等の体制を整備するものとする。	第2章 災害予防計画 第10節 備蓄・物流計画 1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備 (5) 県及び市町村における災害時の物流体制の整備 イ 市町村における物流体制 市町村は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者、NPO、住民団体等と連携するなどの体制を整備するものとする。
医療整備課 地-2-68	時点修正のため	第2章 災害予防計画 第10節 備蓄・物流計画 2 医薬品及び応急医療資機材等の整備（健康福祉部） (2) 応急医療資機材の備蓄 大規模災害時の円滑な医療救護活動の実施を図るため医療救護活動に必要な応急医療資機材を保健所（健康福祉センター）等に整備しているところである。  <del>（令和3年7月1日現在）</del>	第2章 災害予防計画 第10節 備蓄・物流計画 2 医薬品及び応急医療資機材等の整備（健康福祉部） (2) 応急医療資機材の備蓄 大規模災害時の円滑な医療救護活動の実施を図るため医療救護活動に必要な応急医療資機材を保健所（健康福祉センター）等に整備しているところである。  <u>（令和3年7月1日現在）</u>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案		現行									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="490 225 1059 268">整備状況</th> <th data-bbox="1059 225 1272 268">応急医療資機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="490 268 1059 651">           県医療整備課(4 セット)、習志野保健所(13 セット)、市川保健所(16 セット)、松戸保健所(23 セット)、野田保健所(5 セット)、印旛保健所(14 セット)、印旛保健所成田支所(10 セット)、香取保健所(5 セット)、海匝保健所(5 セット)、八日市場地域保健センター(5 セット)、山武保健所(10 セット)、長生保健所(5 セット)、夷隅保健所(6 セット)、安房保健所(10 セット)、鴨川地域保健センター(5 セット)、君津保健所(10 セット)、市原保健所(10 セット)         </td> <td data-bbox="1059 268 1272 651">           識別連絡表、蘇生・吸引・酸素吸入器、包帯、注射、輸液         </td> </tr> </tbody> </table>	整備状況	応急医療資機	県医療整備課(4 セット)、習志野保健所(13 セット)、市川保健所(16 セット)、松戸保健所(23 セット)、野田保健所(5 セット)、印旛保健所(14 セット)、印旛保健所成田支所(10 セット)、香取保健所(5 セット)、海匝保健所(5 セット)、八日市場地域保健センター(5 セット)、山武保健所(10 セット)、長生保健所(5 セット)、夷隅保健所(6 セット)、安房保健所(10 セット)、鴨川地域保健センター(5 セット)、君津保健所(10 セット)、市原保健所(10 セット)	識別連絡表、蘇生・吸引・酸素吸入器、包帯、注射、輸液		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1319 225 1888 268">整備状況</th> <th data-bbox="1888 225 2101 268">応急医療資機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1319 268 1888 651">           県医療整備課(4 セット)、習志野保健所(13 セット)、市川保健所(16 セット)、松戸保健所(23 セット)、野田保健所(5 セット)、印旛保健所(14 セット)、印旛保健所成田支所(10 セット)、香取保健所(5 セット)、海匝保健所(5 セット)、八日市場地域保健センター(5 セット)、山武保健所(10 セット)、長生保健所(5 セット)、夷隅保健所(6 セット)、安房保健所(10 セット)、鴨川地域保健センター(5 セット)、君津保健所(10 セット)、市原保健所(10 セット)         </td> <td data-bbox="1888 268 2101 651">           識別連絡表、蘇生・吸引・酸素吸入器、包帯、注射、輸液         </td> </tr> </tbody> </table>	整備状況	応急医療資機	県医療整備課(4 セット)、習志野保健所(13 セット)、市川保健所(16 セット)、松戸保健所(23 セット)、野田保健所(5 セット)、印旛保健所(14 セット)、印旛保健所成田支所(10 セット)、香取保健所(5 セット)、海匝保健所(5 セット)、八日市場地域保健センター(5 セット)、山武保健所(10 セット)、長生保健所(5 セット)、夷隅保健所(6 セット)、安房保健所(10 セット)、鴨川地域保健センター(5 セット)、君津保健所(10 セット)、市原保健所(10 セット)	識別連絡表、蘇生・吸引・酸素吸入器、包帯、注射、輸液	
整備状況	応急医療資機												
県医療整備課(4 セット)、習志野保健所(13 セット)、市川保健所(16 セット)、松戸保健所(23 セット)、野田保健所(5 セット)、印旛保健所(14 セット)、印旛保健所成田支所(10 セット)、香取保健所(5 セット)、海匝保健所(5 セット)、八日市場地域保健センター(5 セット)、山武保健所(10 セット)、長生保健所(5 セット)、夷隅保健所(6 セット)、安房保健所(10 セット)、鴨川地域保健センター(5 セット)、君津保健所(10 セット)、市原保健所(10 セット)	識別連絡表、蘇生・吸引・酸素吸入器、包帯、注射、輸液												
整備状況	応急医療資機												
県医療整備課(4 セット)、習志野保健所(13 セット)、市川保健所(16 セット)、松戸保健所(23 セット)、野田保健所(5 セット)、印旛保健所(14 セット)、印旛保健所成田支所(10 セット)、香取保健所(5 セット)、海匝保健所(5 セット)、八日市場地域保健センター(5 セット)、山武保健所(10 セット)、長生保健所(5 セット)、夷隅保健所(6 セット)、安房保健所(10 セット)、鴨川地域保健センター(5 セット)、君津保健所(10 セット)、市原保健所(10 セット)	識別連絡表、蘇生・吸引・酸素吸入器、包帯、注射、輸液												
危機管理政策課 地域室 衛生指導課 地-2-71	防災基本計画 (新旧P. 12) 修正のため	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1 1 節 防災施設の整備</p> <p>4 避難施設の整備</p> <p>(2) 指定避難所の指定等</p> <p>イ 指定避難所の整備等</p> <p>避難所の整備等については、次の点に留意するものとする。</p> <p>(ア) 施設の選定に当たっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努め、平常時から指定避難所の場所、収容人数、<u>家庭動物の受入れ方法</u>等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1 1 節 防災施設の整備</p> <p>4 避難施設の整備</p> <p>(2) 指定避難所の指定等</p> <p>イ 指定避難所の整備等</p> <p>避難所の整備等については、次の点に留意するものとする。</p> <p>(ア) 施設の選定に当たっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努め、平常時から指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</p>										

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策課 地域室 地-2-71	防災基本計画 (新旧P. 12) 修正のため	<p>(イ) 避難所に指定した建物については、必要に応じ、<u>井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、洋式トイレ、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器、空調、照明、テレビ・ラジオ等の避難生活の環境を良好に保ち、要配慮者にも配慮した設備の整備に努める。</u></p> <p><u>なお、トイレ環境の整備に当たっては、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。</u></p>	<p>(イ) 避難所に指定した建物については、必要に応じ、<u>冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。</u></p> <p><u>(新規)</u></p>
危機管理政策課 地域室 地-2-71	防災基本計画 (新旧P. 12) 修正のため	<p>(カ) <u>あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮するものとする。</u></p>	<p>(カ) <u>(新規)</u></p> <p>避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮するものとする。</p>
危機管理政策課 地域室 地-2-71	防災基本計画 (新旧P. 12) 修正のため	<p>(セ) <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策について、避難所で感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合は、ホテルや旅館の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所を確保するよう努める。</p>	<p>(セ) <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策について、避難所で感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合は、ホテルや旅館の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所を確保するよう努める。</p>
地-2-72	防災基本計画 の修のため	<p>(タ) 市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換<u>や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成</u>に努める。</p>	<p>(タ) 市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。</p>
危機管理政策課 地域室 地-2-71	防災基本計画 (新旧P. 13) 修正のため	<p><u>(チ) 市町村は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>(ツ) 市町村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(テ) 市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u></p>	<p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>
<p>危機管理政策課 政策室 支援室 地-2-73</p>	<p>名称が変更されたため</p>	<p>第2章 災害予防計画 第12節 帰宅困難者等対策 2 一斉帰宅の抑制 (全庁、市町村) (2) 安否確認手段の普及・啓発 一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。このため、県及び市町村は、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板、災害用伝言板 (w e b 1 7 1)、<del>J-anpi、X (旧：ツイッター)</del>・Facebook 等のSNS、IP電話など、複数の安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて、災害時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。</p>	<p>第2章 災害予防計画 第12節 帰宅困難者等対策 2 一斉帰宅の抑制 (全庁、市町村) (2) 安否確認手段の普及・啓発 一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。このため、県及び市町村は、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板、災害用伝言板 (w e b 1 7 1)、<u>J-anpi、ツイッター</u>・Facebook 等のSNS、IP電話など、複数の安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて、災害時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行																											
危機管理政策課 危機管理室 地-2-77～78	令和5年度に 予定している BCPの修正 (本編と資料 編に分冊) に併せ、資料編 に記載の表を 削除	第2章 災害予防計画 第13節 防災体制の整備 2 県の業務継続計画〔震災編（BCP）〕（防災危機管理部） (3) 災害時優先業務 災害時優先業務は、本庁部局の業務について、県民生活や社会 経済活動等への影響を評価して選定している。  <u>(削除)</u>  (4) 職員の参集予測 災害時優先業務の継続に必要な職員の確保・配分等を定める ため、勤務時間外に大地震が発生した場合、本庁部局に参集可 能な職員数を、徒歩参集を前提として算出している。  <u>(削除)</u>	第2章 災害予防計画 第13節 防災体制の整備 2 県の業務継続計画〔震災編（BCP）〕（防災危機管理部） (3) 災害時優先業務 災害時優先業務は、本庁部局の業務について、県民生活や社会 経済活動等への影響を評価して選定している。  <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px;"> <p>【災害時優先業務数】（平成29年3月改訂の県業務継続計画（震災編）による）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">災害時優先業務数 (㉗+㉘)</td> <td style="width: 33%;">応急・復旧業務数 (㉙)</td> <td style="width: 33%;">優先すべき通常業務数 (㉚)</td> </tr> <tr> <td>390</td> <td>357</td> <td>33</td> </tr> </table> <p>※応急・復旧業務 ……職員の安否確認、被害情報の収集、医療や救護の派遣 など 優先すべき通常業務 ……許認可業務、所管施設等維持管理業務 など</p> </div> (4) 職員の参集予測 災害時優先業務の継続に必要な職員の確保・配分等を定める ため、勤務時間外に大地震が発生した場合、本庁部局に参集可 能な職員数を、徒歩参集を前提として算出している。  <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px;"> <p>【職員参集予測】（平成29年3月改訂の県業務継続計画（震災編）による）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>1時間</td> <td>3時間</td> <td>12時間</td> <td>1日</td> <td>3日</td> <td>1週間</td> </tr> <tr> <td>参集人数</td> <td>90</td> <td>752</td> <td>1,323</td> <td>1,323</td> <td>2,518</td> <td>3,086</td> </tr> <tr> <td>参集率</td> <td>3%</td> <td>24%</td> <td>41%</td> <td>41%</td> <td>79%</td> <td>96%</td> </tr> </table> </div>	災害時優先業務数 (㉗+㉘)	応急・復旧業務数 (㉙)	優先すべき通常業務数 (㉚)	390	357	33		1時間	3時間	12時間	1日	3日	1週間	参集人数	90	752	1,323	1,323	2,518	3,086	参集率	3%	24%	41%	41%	79%	96%
災害時優先業務数 (㉗+㉘)	応急・復旧業務数 (㉙)	優先すべき通常業務数 (㉚)																												
390	357	33																												
	1時間	3時間	12時間	1日	3日	1週間																								
参集人数	90	752	1,323	1,323	2,518	3,086																								
参集率	3%	24%	41%	41%	79%	96%																								
防災対策課 地-3-5	千葉県災害対 策本部要綱改 正に伴う修正	第3章 災害応急対策計画 第1節 災害対策本部活動 (2) 県災害対策本部（表の修正）  <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 20%;">事務局長</td> <td>防災危機管理部次長</td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">本部 事務 局</td> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">事務局次長</td> <td>危機管理政策課長</td> </tr> <tr> <td>防災対策課長</td> </tr> <tr> <td>危機管理室長</td> </tr> <tr> <td>災害・危機対策監</td> </tr> <tr> <td>総務課長</td> </tr> <tr> <td>人事課長</td> </tr> <tr> <td>財政課長</td> </tr> <tr> <td>市町村課長</td> </tr> </table>		事務局長	防災危機管理部次長	本部 事務 局	事務局次長	危機管理政策課長	防災対策課長	危機管理室長	災害・危機対策監	総務課長	人事課長	財政課長	市町村課長	第3章 災害応急対策計画 第1節 災害対策本部活動 (2) 県災害対策本部（表の修正）  <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 20%;">事務局長</td> <td>防災危機管理部次長</td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">本部 事務 局</td> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">事務局次長</td> <td>危機管理政策課長</td> </tr> <tr> <td>防災対策課長</td> </tr> <tr> <td>危機管理室長</td> </tr> <tr> <td>災害・危機対策監</td> </tr> <tr> <td>総務課長</td> </tr> <tr> <td>人事課長</td> </tr> <tr> <td>財政課長</td> </tr> <tr> <td>市町村課長</td> </tr> </table>		事務局長	防災危機管理部次長	本部 事務 局	事務局次長	危機管理政策課長	防災対策課長	危機管理室長	災害・危機対策監	総務課長	人事課長	財政課長	市町村課長	
	事務局長	防災危機管理部次長																												
本部 事務 局	事務局次長	危機管理政策課長																												
		防災対策課長																												
		危機管理室長																												
		災害・危機対策監																												
		総務課長																												
		人事課長																												
		財政課長																												
		市町村課長																												
			事務局長	防災危機管理部次長																										
		本部 事務 局	事務局次長	危機管理政策課長																										
防災対策課長																														
危機管理室長																														
災害・危機対策監																														
総務課長																														
人事課長																														
財政課長																														
市町村課長																														

担当部署名 ページ	修正理由	修正案			現行														
防災対策課 地-3-6	千葉県災害対策本部要綱改正に伴う修正		事務局職員	<u>統制班</u> 庶務班 情報班 応急対策班 応援受援班 <u>航空運用調整班</u> 被災者支援班 住家被害対応班 物資支援班 通信・システム班 広報班 現地派遣班 放射能事故対応班		事務局職員	庶務班 情報班 応急対策班 応援受援班 <u>航空運用調整班</u> 被災者支援班 住家被害対応班 物資支援班 通信・システム班 広報班 現地派遣班 放射能事故対応班												
防災対策課 地-3-9	千葉県応急対策本部設置要綱改正に伴う修正	<p>(イ) 本部事務局 d 事務局の事務分掌等 事務局の事務を<u>統制班</u>、庶務班、情報班、応急対策班、応援受援班、<u>航空運用調整班</u>、被災者支援班、住家被害対策班、物資支援班、通信・システム班、広報班、現地派遣班、放射能事故対応班の12班に分け、各班の班長は、事務局長が指名する。班員は、石油コンビナート災害などの複合災害に対応するため、石油コンビナート等防災本部事務局等との兼務をできるだけ避け、いかなる災害が同時多発的に発生した場合でも、迅速かつ機動的な応急対応が実行できるよう体制の強化を図る。</p> <p>(3) 県応急対策本部（表の修正）</p> <table border="1" data-bbox="580 1118 1155 1449"> <tr> <td data-bbox="580 1118 654 1171">本</td> <td data-bbox="654 1118 846 1171">事務局長</td> <td data-bbox="846 1118 1155 1171">防災危機管理部次長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 1171 654 1449">部 事 務 局</td> <td data-bbox="654 1171 846 1449">事務局職員</td> <td data-bbox="846 1171 1155 1449"> <u>統制班</u>            庶務班            情報班            応急対策班            応援受援班  <u>航空運用調整班</u>            被災者支援班         </td> </tr> </table>			本	事務局長	防災危機管理部次長	部 事 務 局	事務局職員	<u>統制班</u> 庶務班 情報班 応急対策班 応援受援班 <u>航空運用調整班</u> 被災者支援班	<p>(イ) 本部事務局 d 事務局の事務分掌等 事務局の事務を庶務班、情報班、応急対策班、応援受援班、<u>航空運用調整班</u>、被災者支援班、住家被害対策班、物資支援班、通信・システム班、広報班、現地派遣班、放射能事故対応班の12班に分け、各班の班長は、事務局長が指名する。班員は、石油コンビナート災害などの複合災害に対応するため、石油コンビナート等防災本部事務局等との兼務をできるだけ避け、いかなる災害が同時多発的に発生した場合でも、迅速かつ機動的な応急対応が実行できるよう体制の強化を図る。</p> <p>(3) 県応急対策本部（表の修正）</p> <table border="1" data-bbox="1408 1118 1984 1449"> <tr> <td data-bbox="1408 1118 1482 1171">本</td> <td data-bbox="1482 1118 1675 1171">事務局長</td> <td data-bbox="1675 1118 1984 1171">防災危機管理部次長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1408 1171 1482 1449">部 事 務 局</td> <td data-bbox="1482 1171 1675 1449">事務局職員</td> <td data-bbox="1675 1171 1984 1449">           庶務班            情報班            応急対策班            応援受援班  <u>航空運用調整班</u>            被災者支援班            住家被害対応班         </td> </tr> </table>			本	事務局長	防災危機管理部次長	部 事 務 局	事務局職員	庶務班 情報班 応急対策班 応援受援班 <u>航空運用調整班</u> 被災者支援班 住家被害対応班
本	事務局長	防災危機管理部次長																	
部 事 務 局	事務局職員	<u>統制班</u> 庶務班 情報班 応急対策班 応援受援班 <u>航空運用調整班</u> 被災者支援班																	
本	事務局長	防災危機管理部次長																	
部 事 務 局	事務局職員	庶務班 情報班 応急対策班 応援受援班 <u>航空運用調整班</u> 被災者支援班 住家被害対応班																	

担当部署名 ページ	修正理由	修正案				現行			
防災対策課 地-3-10	誤記載のため	住家被害対応班 物資支援班 通信・システム班 広報班 現地派遣班 放射能事故対応班				物資支援班 通信・システム班 広報班 現地派遣班 放射能事故対応班			
		(4) 職員の配備 (表の修正)				(4) 職員の配備 (表の修正)			
		配備種別  情報収集体制	配備基準 1 県内で震度4を観測し、防災危機管理部長が必要と認められたとき。 2 南海トラフ地震臨時情報(調査中)又は、同(巨大地震注意)が発表されたとき(自動配備) 3 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき(自動配備) 4 県内で長周期地震動の階級3以上が観測されたとき(自動配備)	配備内容 災害関係課等の職員で情報収集連絡活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	配備を要する課等 【本庁】 防災対策課(※4) 【出先機関】 地域振興事務所(配備基準2, 3が該当)(※3)	配備種別  情報収集体制	配備基準 1 県内で震度4を観測し、防災危機管理部長が必要と認められたとき。 2 南海トラフ地震臨時情報(調査中)又は、同(巨大地震注意)が発表されたとき(自動配備) 3 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき(自動配備) 4 県内で長周期地震動の階級3以上が観測されたとき(自動配備)	配備内容 災害関係課等の職員で情報収集連絡活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	配備を要する課等 【本庁】 防災対策課(※4) 【出先機関】 地域振興事務所(※3)

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
防災対策課 地-3-15	資料編の追加	第3章 災害応急対策計画 第1節 災害対策本部活動 5 市町村支援（防災危機管理部） （1）情報連絡員の派遣について （略） <u>&lt;資料編 1-22 千葉県情報連絡員運用要綱&gt;</u>	第3章 災害応急対策計画 第1節 災害対策本部活動 5 市町村支援（防災危機管理部） （1）情報連絡員の派遣について （略） <u>（追記）</u>
危機管理政策課 支援室 地-3-18	千葉市の救助 実施市指定 (R5.4)	第3章 災害応急対策計画 第1節 災害対策本部活動 6 災害救助法の適用手続等（防災危機管理部） （3）救助の実施機関 ア 知事は、災害時において、県内（ <u>救助実施市を除く</u> ）に災害救助法を適用する場合は、国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会秩序の保全を図る。 イ 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととすることができる。 ウ 市町村長（救助実施市の長を除く。）は、上記イにより行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。 <u>エ 救助実施市（千葉市）は、その区域内に災害救助法を適用する場合は、救助の実施主体としてアの事務を行い、救助実施市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用された場合、知事は救助において必要となる物資の供給又は役務の提供が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市の長その他の関係者との連絡調整を行う。</u>	第3章 災害応急対策計画 第1節 災害対策本部活動 6 災害救助法の適用手続等（防災危機管理部） 3) 救助の実施機関 ア 知事は、災害時において、県内に災害救助法を適用する場合は、国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会秩序の保全を図る。 イ 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととすることができる。 ウ 市町村長（救助実施市の長を除く。）は、上記イにより行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。 <u>（新規）</u>
防災対策課 地-3-20	誤記	⇐ 気象台	⇐ 気象台

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
東京ガス(株) 地-3-22  防災対策課 地-3-23	組織改正のため  時点修正	第3章 災害応急対策計画 第2節 情報収集・伝達体制 1 通信体制 (6) 通信施設が使用不能の場合における他の通信施設の利用 (ク) <u>東京ガス(株)</u> / 東京ガスネットワーク(株) 通信施設 <資料編3-12 NHK千葉放送局・ <u>東京ガス(株)</u> / 東京ガスネットワーク(株) 通信施設> 本システムでは、県内全市町村の <u>8.1</u> 観測点で観測された震度情報が、・・・	第3章 災害応急対策計画 第2節 情報収集・伝達体制 1 通信体制 (6) 通信施設が使用不能の場合における他の通信施設の利用 (ク) 東京ガスネットワーク(株) 通信施設 <資料編3-12 NHK千葉放送局・東京ガスネットワーク(株) 通信施設> 本システムでは、県内全市町村の <u>8.2</u> 観測点で観測された震度情報が、・・・
銚子地方気象台 地3-24, 25	地震情報が再整理されたため、気象庁HPの記載に合わせた	3 気象官署の地震・津波に関する警報及び情報 <del>(1) 警報及び情報等の種類</del>  (1) 情報等の発表 ア地震情報 (エ) 震源・ <u>震度情報</u> ・震度 <u>1</u> 以上。 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される時 <del>・若干の海面変動が予想される場合。</del> ・緊急地震速報(警報)発表時 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、 <u>震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表する。</u> 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・ <u>地点名</u> を発表する。  <del>(オ) 各地の震度に関する情報</del>	3 気象官署の地震・津波に関する警報及び情報 (1) 警報及び情報等の種類 (2) 情報等の発表 ア地震情報 (エ) 震源・ <u>震度に関する情報</u> ・震度 <u>3</u> 以上。 ・津波警報または津波注意報発表時。 ・若干の海面変動が予想される場合。 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合。 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。  (オ) 各地の震度に関する情報
銚子地方気象台 地3-24	説明の内容が古いため	(カ) 推計震度分布図 観測した各地の震度データをもとに、 <u>250m</u> 四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表する。	(キ) 推計震度分布図 観測した各地の震度データをもとに、 <u>1km</u> 四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表する。

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
銚子地方気象 台 地3-25	説明の内容が古いため	<p>(ク) 遠地地震に関する情報</p> <p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等に発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マグニチュード7.0以上。</li> <li>・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 <u>(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)</u>。</li> </ul> <p>地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表する。<u>(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表している。)</u></p>	<p>(ケ) 遠地地震に関する情報</p> <p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等に発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マグニチュード7.0以上。</li> <li>・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合。</li> </ul> <p>地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表する。</p>
銚子地方気象 台 地3-25 地3-26	説明の内容が更新されたため	<p>3 気象官署の地震・津波に関する警報及び情報</p> <p>(1) 情報等の発表</p> <p>イ 津波関係</p> <p>(ア) 警報・注意報</p> <p>&lt;津波警報等の種類と発表される津波の高さ等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発表基準の欄における「予想される津波の<u>最大波の高さ</u>」</li> <li>・発表される津波の高さの欄における「予想<u>される津波の最大波の高さ</u>」</li> </ul>	<p>3 気象官署の地震・津波に関する警報及び情報</p> <p>(1) 情報等の発表</p> <p>イ 津波関係</p> <p>(ア) 警報・注意報</p> <p>&lt;津波警報等の種類と発表される津波の高さ等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発表基準の欄における「予想される津波の高さ」</li> <li>・発表される津波の高さの欄における「予想高さ」</li> </ul>
銚子地方気象 台 地3-27	津波情報が再整理されたため「津波に関するその他の情報」を削除。以下のHP参照	<u>削除</u>	<p>3 (2) イ</p> <p>津波に関するその他の情報 津波に関するその他必要な事項を発表</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
銚子地方気象 台 地3-28	津波情報が再整理されたため発表基準の欄にある「(津波に関するその他の情報に含めて発表)」を削除。津波警報・注意報・予報にまとめて発表される。	3 気象官署の地震・津波に関する警報及び情報 イ 津波関係 (ウ) 津波予報  0.2m未満の海面変動が予想されたとき <del>(津波に関するその他の情報に含めて発表)</del>  津波注意報解除後も海面変動が継続するとき <del>(津波に関するその他の情報に含めて発表)</del>	3 気象官署の地震・津波に関する警報及び情報 イ 津波関係 (ウ) 津波予報  0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)  津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)
銚子地方気象 台 地-3-28	追記項目があるため	3 気象官署の地震・津波に関する警報及び情報 (2) 受伝達系統等 津波警報等伝達系統図 1 二重枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先	3 気象官署の地震・津波に関する警報及び情報 (3) 受伝達系統等 津波警報等伝達系統図 1 二重枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
防災対策課 地-3-32	誤記載のため	5 被害情報等収集・報告(防災危機管理部、警察本部、市町村) (3) 各機関が実施する情報収集・報告 イ 県 c 災害対策本部 (b) <資料編1-12 <u>千葉県消防局防災映像情報システムによる映像情報の提供に関する覚書</u> >	5 被害情報等収集・報告(防災危機管理部、警察本部、市町村) (3) 各機関が実施する情報収集・報告 イ 県 c 災害対策本部 (b) <資料編1-12 <u>ヘリコプターテレビ伝送システムによる映像情報の提供に関する覚書</u> >
報道広報課 地-3-35	広報媒体の追加	第3章 災害応急対策計画 第2節 情報収集・伝達体制 6 災害時の広報(総合企画部、防災危機管理部、市町村) (1) 広報活動要領 県、市町村、防災関係機関は相互に連携して、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確な情報を迅速に提供することに努める。	第3章 災害応急対策計画 第2節 情報収集・伝達体制 6 災害時の広報(総合企画部、防災危機管理部、市町村) (1) 広報活動要領 県、市町村、防災関係機関は相互に連携して、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確な情報を迅速に提供することに努める。

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行																																																		
		<p>なお、県提供のテレビ・ラジオの広報番組、千葉県ホームページ（連動する各種インターネットサービスを含む）、<u>県公式SNS</u>、県民だより等を活用して県民へ広報する場合は、総合企画部報道広報課を窓口として行う。</p> <p>(3) 広報方法</p> <p>ア 一般広報活動</p> <p>(ア) 市町村防災行政無線、広報車、ヘリコプター等を活用した広報</p> <p>(イ) 広報紙、チラシ、ポスター、掲示板等を活用した広報</p> <p>(ウ) 県提供のテレビ、ラジオの広報番組を活用した広報</p> <p>(エ) インターネット（千葉県ホームページ、<u>県公式SNS</u>など）を活用した広報</p> <p>(オ) 千葉県防災ポータルサイトを活用した広報</p> <p>放送要請協定機関及び窓口</p>	<p>なお、県提供のテレビ・ラジオの広報番組、千葉県ホームページ（連動する各種インターネットサービスを含む）、県民だより等を活用して県民へ広報する場合は、総合企画部報道広報課を窓口として行う。</p> <p>(3) 広報方法</p> <p>ア 一般広報活動</p> <p>(ア) 市町村防災行政無線、広報車、ヘリコプター等を活用した広報</p> <p>(イ) 広報紙、チラシ、ポスター、掲示板等を活用した広報</p> <p>(ウ) 県提供のテレビ、ラジオの広報番組を活用した広報</p> <p>(エ) インターネット（千葉県ホームページ、<u>メール</u>など）を活用した広報</p> <p>(オ) 千葉県防災ポータルサイトを活用した広報</p> <p>放送要請協定機関及び窓口</p>																																																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="463 730 584 839">機 関 名・窓 口</th> <th colspan="2" data-bbox="584 730 887 762">県 防 災 行 政 無 線</th> <th colspan="2" data-bbox="887 730 1274 762">一 般 加 入 電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="463 839 584 1031">日本放送協会 千葉放送局 (放送)</td> <td data-bbox="584 839 734 1031">500-7393</td> <td data-bbox="734 839 887 1031">500-7394</td> <td data-bbox="887 839 1084 1031">043-203-<u>0507</u></td> <td data-bbox="1084 839 1274 1031">043-203-0396</td> </tr> <tr> <td data-bbox="463 1031 584 1222">千葉テレビ放送(株) 報道局 報道部</td> <td data-bbox="584 1031 734 1222">500-7303</td> <td data-bbox="734 1031 887 1222">500-9702</td> <td data-bbox="887 1031 1084 1222">043-231-<u>3111</u></td> <td data-bbox="1084 1031 1274 1222">043-231-4999</td> </tr> <tr> <td data-bbox="463 1222 584 1362">(株)ベイエフエム 総務部</td> <td data-bbox="584 1222 734 1362">500-9711</td> <td data-bbox="734 1222 887 1362">500-9712</td> <td data-bbox="887 1222 1084 1362">043-351-<u>7878</u></td> <td data-bbox="1084 1222 1274 1362">043-351-<u>7827</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="463 1362 584 1433">(株)ニッポン放</td> <td data-bbox="584 1362 734 1433">-</td> <td data-bbox="734 1362 887 1433">-</td> <td data-bbox="887 1362 1084 1433">03-3287-<u>1111</u></td> <td data-bbox="1084 1362 1274 1433">03-3287-7696</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名・窓 口	県 防 災 行 政 無 線		一 般 加 入 電 話		日本放送協会 千葉放送局 (放送)	500-7393	500-7394	043-203- <u>0507</u>	043-203-0396	千葉テレビ放送(株) 報道局 報道部	500-7303	500-9702	043-231- <u>3111</u>	043-231-4999	(株)ベイエフエム 総務部	500-9711	500-9712	043-351- <u>7878</u>	043-351- <u>7827</u>	(株)ニッポン放	-	-	03-3287- <u>1111</u>	03-3287-7696	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1292 730 1413 839">機 関 名・窓 口</th> <th colspan="2" data-bbox="1413 730 1715 762">県 防 災 行 政 無 線</th> <th colspan="2" data-bbox="1715 730 2107 762">一 般 加 入 電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1292 839 1413 992">日本放送協会千葉放送局 (放送)</td> <td data-bbox="1413 839 1610 992">500-7393</td> <td data-bbox="1610 839 1762 992">500-7394</td> <td data-bbox="1762 839 1960 992">043-203-<u>0597</u></td> <td data-bbox="1960 839 2107 992">043-203-0396</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1292 992 1413 1145">千葉テレビ放送(株) 報道局報道部</td> <td data-bbox="1413 992 1610 1145">500-7303</td> <td data-bbox="1610 992 1762 1145">500-9702</td> <td data-bbox="1762 992 1960 1145">043-231-<u>3100</u></td> <td data-bbox="1960 992 2107 1145">043-231-4999</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1292 1145 1413 1254">(株)ベイエフエム 総務部</td> <td data-bbox="1413 1145 1610 1254">500-9711</td> <td data-bbox="1610 1145 1762 1254">500-9712</td> <td data-bbox="1762 1145 1960 1254">043-351-<u>7841</u></td> <td data-bbox="1960 1145 2107 1254">043-351-7827</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1292 1254 1413 1407">(株)ニッポン放送 編成局報道部</td> <td data-bbox="1413 1254 1610 1407">-</td> <td data-bbox="1610 1254 1762 1407">-</td> <td data-bbox="1762 1254 1960 1407">03-3287-<u>7622</u></td> <td data-bbox="1960 1254 2107 1407">03-3287-7696</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名・窓 口	県 防 災 行 政 無 線		一 般 加 入 電 話		日本放送協会千葉放送局 (放送)	500-7393	500-7394	043-203- <u>0597</u>	043-203-0396	千葉テレビ放送(株) 報道局報道部	500-7303	500-9702	043-231- <u>3100</u>	043-231-4999	(株)ベイエフエム 総務部	500-9711	500-9712	043-351- <u>7841</u>	043-351-7827	(株)ニッポン放送 編成局報道部	-	-	03-3287- <u>7622</u>	03-3287-7696
機 関 名・窓 口	県 防 災 行 政 無 線		一 般 加 入 電 話																																																		
日本放送協会 千葉放送局 (放送)	500-7393	500-7394	043-203- <u>0507</u>	043-203-0396																																																	
千葉テレビ放送(株) 報道局 報道部	500-7303	500-9702	043-231- <u>3111</u>	043-231-4999																																																	
(株)ベイエフエム 総務部	500-9711	500-9712	043-351- <u>7878</u>	043-351- <u>7827</u>																																																	
(株)ニッポン放	-	-	03-3287- <u>1111</u>	03-3287-7696																																																	
機 関 名・窓 口	県 防 災 行 政 無 線		一 般 加 入 電 話																																																		
日本放送協会千葉放送局 (放送)	500-7393	500-7394	043-203- <u>0597</u>	043-203-0396																																																	
千葉テレビ放送(株) 報道局報道部	500-7303	500-9702	043-231- <u>3100</u>	043-231-4999																																																	
(株)ベイエフエム 総務部	500-9711	500-9712	043-351- <u>7841</u>	043-351-7827																																																	
(株)ニッポン放送 編成局報道部	-	-	03-3287- <u>7622</u>	03-3287-7696																																																	

担当部署名 ページ	修正理由	修正案					現行
		送 編成局 報道部					
危機管理政策 課 政策室 地-3-38	名称が変更されたため	第3章 災害応急対策計画 第3節 地震・火災避難計画 (3) 避難の措置と周知 ア 住民等への周知 (中略) <del>X (旧：ツイッター)</del> 等のSNS					第3章 災害応急対策計画 第3節 地震・火災避難計画 (3) 避難の措置と周知 ア 住民等への周知 (中略) <u>ツイッター</u> 等のSNS
危機管理政策 課 地域室 地-3-39	防災基本計画 修正のため	第3章 災害応急対策計画 第3節 地震・火災避難計画 4 避難誘導等 (1) 市町村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した名簿及び個別避難計画は、本人の同意を得た上で（市町村の条例に特別の定めのある場合を除く）、消防、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の市町村地域防災計画で定める関係者へ提供し、 <u>個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、</u> 避難支援体制の整備に努める。					第3章 災害応急対策計画 第3節 地震・火災避難計画 4 避難誘導等 (1) 市町村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した名簿及び個別避難計画は、本人の同意を得た上で（市町村の条例に特別の定めのある場合を除く）、消防、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の市町村地域防災計画で定める関係者へ提供し、避難支援体制の整備に努める。

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策課 地域室 地-3-39	脱字の修正	<p>第3章 災害応急対策計画 第3節 地震・火災避難計画 4 避難誘導等</p> <p>(2)市町村は、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>また、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第3節 地震・火災避難計画 4 避難誘導等</p> <p>(2)市町村は、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>また、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p>
危機管理政策課 地域室 地-3-39	新型コロナウイルス感染症の5類移行のため	<p>第3章 災害応急対策計画 第3節 地震・火災避難計画 4 避難誘導等</p> <p><u>(4) 削除</u></p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第3節 地震・火災避難計画 4 避難誘導等</p> <p><u>(4) 県及び保健所設置市は、市町村の防災担当部局との連携の下、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供しよう努めるものとする。</u></p>
危機管理政策課 地域室 地-3-40	新型コロナウイルス感染症の5類移行のため	<p>第3章 災害応急対策計画 第3節 地震・火災避難計画 5 避難所等の開設・運営</p> <p>(2)市町村は、本来の施設管理者の監督のもとで住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」及び「災害時における避難所運営の手引き～新型コロナウイルス感染症への対応編～」を参考とし避難所ごとの運営マニュアルの策定を促進する。</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第3節 地震・火災避難計画 5 避難所の開設・運営</p> <p>(2)市町村は、本来の施設管理者の監督のもとで住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」及び「災害時における避難所運営の手引き～新型コロナウイルス感染症への対応編～」を参考とし避難所ごとの運営マニュアルの策定を促進する。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策課 地域室 歯科医師会 地-3-39, 40	防災基本計画 (新旧P. 21) 修正のため	第3章 災害応急対策計画 第3節 地震・火災避難計画 5 避難所等の開設・運営 (5) 市町村は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握や <u>摂食嚥下機能</u> のアセスメントの実施、食物アレルギーや <u>食形態、栄養バランス等</u> に配慮した食料の確保、 <u>入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施等</u> に努めるものとする。	第3章 災害応急対策計画 第3節 地震・火災避難計画 5 避難所の開設・運営 (5) 市町村は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。
危機管理政策課 地域室 地-3-40	防災基本計画 (新旧P. 21) 修正のため	<u>(7) 市町村は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u>	(新規)
危機管理政策課 地域室 地-3-40	防災基本計画 (新旧P. 21) 修正のため	<u>(8) 市町村は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u>	(新規)
危機管理政策課 地域室 地-3-40	防災基本計画 (新旧P. 21) 修正のため	<u>(9) 市町村は、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。また、家庭動物の収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルールを作成及び家庭動物との同行避難訓練の実施に努める。</u>	(7) 市町村は、 <u>家庭動物との同行避難に備えて</u> 、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、家庭動物の収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルールを作成及び家庭動物との同行避難訓練の実施に努める。

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策課 地域室 地-3-40	防災基本計画 (新旧P. 21) 修正のため	<p>(10) 市町村は、<u>避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに</u>、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。主なものとしては、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、畳、仮設風呂・シャワーなどである。</p> <p>また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。</p> <p>(11) ~ (15)</p>	<p>(8) 市町村は、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。主なものとしては、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、<u>段ボールベッド、畳・パーティション</u>、仮設風呂・シャワーなどである。</p> <p>また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。</p> <p>(9) ~ (13)</p>
(衛生指導課) 危機管理政策課 地-3-40	国の防災基本計画と記載を合わせるため。	(15) 市町村は、必要に応じ、 <u>被災者支援等の観点から</u> 指定避難所における家庭動物のためのスペース確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。	(13) 市町村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペース確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
危機管理政策課 地域室 地-3-43	新型コロナウイルス感染症の5類移行のため	<p>第3章 災害応急対策計画 第4節 津波避難計画 3 住民等の避難誘導 <u>(4) 削除</u></p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第4節 津波避難計画 3 住民等の避難誘導 (4) <u>県及び保健所設置市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、保健所と防災担当部局（県においては、県内市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。</u></p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策課 地域室 地-3-44  医療整備課 地-3-44	防災基本計画 の修正のため	第3章 災害応急対策計画 第5節 要配慮者等の安全確保対策 2 避難所の開設、要配慮者への対応 (1) 避難所の開設は、第3節の地震・火災避難計画による。 県及び市町村は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、避難所内において要配慮者スペースを確保するとともに、健康状態や特性等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努めることとする。 <u>また、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めることとする。</u>  ウ 避難所における要配慮者支援への理解促進 また、県は避難所の高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、市町村から派遣要請があった場合等、必要に応じて、 <u>協定に基づき</u> 、千葉県災害福祉支援チーム（DWA T） <u>や災害支援ナース</u> を避難所へ派遣する。	第3章 災害応急対策計画 第5節 要配慮者等の安全確保対策 2 避難所の開設、要配慮者への対応 (1) 避難所の開設は、第3節の地震・火災避難計画による。 県及び市町村は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、避難所内において要配慮者スペースを確保するとともに、健康状態や特性等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努めることとする。 <u>(新規)</u>  ウ 避難所における要配慮者支援への理解促進 また、県は避難所の高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、市町村から派遣要請があった場合等、必要に応じて、 <u>「千葉県災害福祉支援チームの派遣に関する基本協定」により</u> 、千葉県災害福祉支援チーム（DWA T）を避難所へ派遣する。
医療整備課 地-3-57	時点修正のため	第3章 災害応急対策計画 第6節 消防・救助救急・医療救護活動 医療救護活動の体系図 <u>時点修正を受け差し替え。</u>	第3章 災害応急対策計画 第6節 消防・救助救急・医療救護活動 医療救護活動の体系図
医療整備課 地-3-58	時点修正のため	第3章 災害応急対策計画 第6節 消防・救助救急・医療救護活動 災害拠点病院一覧図 <u>時点修正を受け差し替え。</u>	第3章 災害応急対策計画 第6節 消防・救助救急・医療救護活動 災害拠点病院一覧図

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行																								
医療整備課 地-3-59	時点修正のため	<p>第3章 災害応急対策計画 第6節 消防・救助救急・医療救護活動 医療機関隣接ヘリコプター離着陸場一覧</p> <table border="1" data-bbox="465 323 1267 671"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>医療機関</th> <th>隣接ヘリコプター離着陸場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>千葉県美浜区</td> <td><u>千葉県総合救急災害医療センター</u></td> <td><u>千葉県総合救急災害医療センター専用ヘリポート</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地域	医療機関	隣接ヘリコプター離着陸場		(略)		千葉県美浜区	<u>千葉県総合救急災害医療センター</u>	<u>千葉県総合救急災害医療センター専用ヘリポート</u>		(略)		<p>第3章 災害応急対策計画 第6節 消防・救助救急・医療救護活動 医療機関隣接ヘリコプター離着陸場一覧</p> <table border="1" data-bbox="1299 323 2101 671"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>医療機関</th> <th>隣接ヘリコプター離着陸場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>千葉県美浜区</td> <td><u>千葉県救急医療センター</u></td> <td><u>印旛沼下水道事務所</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地域	医療機関	隣接ヘリコプター離着陸場		(略)		千葉県美浜区	<u>千葉県救急医療センター</u>	<u>印旛沼下水道事務所</u>		(略)	
地域	医療機関	隣接ヘリコプター離着陸場																									
	(略)																										
千葉県美浜区	<u>千葉県総合救急災害医療センター</u>	<u>千葉県総合救急災害医療センター専用ヘリポート</u>																									
	(略)																										
地域	医療機関	隣接ヘリコプター離着陸場																									
	(略)																										
千葉県美浜区	<u>千葉県救急医療センター</u>	<u>印旛沼下水道事務所</u>																									
	(略)																										
防災対策課 地-3-60	組織に改正による	<p>第3章 災害応急対策計画 第6節 消防・救助救急・医療救護活動 6 航空機の運用調整等 県は、(～省略～) 災害対策本部事務局に航空機の運用を調整する<u>応急対策班</u>を設置し、(～省略～) 調整を行うものとする。 <u>応急対策班</u>は、警察、消防、(～省略～) 調整を行うものとする。 <u>応急対策班</u>は、災害応急対策に(～省略～) 調整を行うものとする。</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第6節 消防・救助救急・医療救護活動 6 航空機の運用調整等 県は、(～省略～) 災害対策本部事務局に航空機の運用を調整する<u>航空運用調整班</u>を設置し、(～省略～) 調整を行うものとする。 <u>航空運用調整班</u>は、警察、消防、(～省略～) 調整を行うものとする。 <u>航空運用調整班</u>は、災害応急対策に(～省略～) 調整を行うものとする。</p>																								
防災対策課 地-3-64	制度改正のため	<p>第3章 災害応急対策計画 第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策 5 緊急通行車両の確認等(防災危機管理部、警察本部) (2) 緊急通行車両の<u>災害発生前の確認</u> イ 公安委員会は、前記アにより緊急通行車両に該当すると認められるものについては、<u>標章及び確認証明書</u>を交付する。 ウ <u>標章</u>の交付を受けた車両については、交通検問所で<u>緊急交通路の通行を求めるときは、標章及び確認証明書を提示し、現に災害応</u></p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策 5 緊急通行車両の確認等(防災危機管理部、警察本部) (2) 緊急通行車両の<u>事前届出・確認</u> イ 公安委員会は、前記アにより緊急通行車両に該当すると認められるものについては、緊急通行車両等事前届出済証(以下「届出済証」という。)を交付する。 ウ <u>届出済証</u>の交付を受けた車両については、警察本部、高速道路交通警察隊本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出し</p>																								



担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行																								
防災対策課, 地-3-72	今回の防災基本計画改正において、地方公共団体において無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする旨が追加されたため。	第3章 災害応急対策計画 第8節 救援物資供給活動 2 食料・生活必需物資等の供給体制 (3) 救援物資の供給体制の確保 オ その他の輸送手段の選定 (イ) 航空機輸送 道路の被害状況等により、陸路による救援物資等の緊急輸送が困難であり、かつ、緊急を要する場合は、自衛隊等に対して航空機による輸送を要請する。	第3章 災害応急対策計画 第8節 救援物資供給活動 2 食料・生活必需物資等の供給体制 (3) 救援物資の供給体制の確保 オ その他の輸送手段の選定 (イ) 航空機輸送 道路の被害状況等により、陸路による救援物資等の緊急輸送が困難であり、かつ、緊急を要する場合は、自衛隊に対して航空機による輸送を要請する。																								
危機管理政策課 地-3-75	時点修正のため	第3章 災害応急対策計画 第9節 広域応援の要請及び県外支援 3 千葉県大規模災害時応援受援計画（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、警察本部、市町村） (1) 救援部隊 広域防災拠点（広域活動拠点等） <u>3 4</u> 施設 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支援ゾーン</th> <th>施設名</th> <th>備考（用途）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長生・夷隅ゾーン</td> <td><u>道の駅たけゆらの里</u> <u>おたき</u> <u>尼ヶ台総合公園</u></td> <td>(略) <u>警察</u> <u>消防、警察</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	支援ゾーン	施設名	備考（用途）		(略)		長生・夷隅ゾーン	<u>道の駅たけゆらの里</u> <u>おたき</u> <u>尼ヶ台総合公園</u>	(略) <u>警察</u> <u>消防、警察</u>		(略)		第3章 災害応急対策計画 第9節 広域応援の要請及び県外支援 3 千葉県大規模災害時応援受援計画（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、警察本部、市町村） (1) 救援部隊 広域防災拠点（広域活動拠点等） <u>3 2</u> 施設 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支援ゾーン</th> <th>施設名</th> <th>備考（用途）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長生・夷隅ゾーン</td> <td>(略) <u>(新規)</u></td> <td>(略) <u>(新規)</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	支援ゾーン	施設名	備考（用途）		(略)		長生・夷隅ゾーン	(略) <u>(新規)</u>	(略) <u>(新規)</u>		(略)	
支援ゾーン	施設名	備考（用途）																									
	(略)																										
長生・夷隅ゾーン	<u>道の駅たけゆらの里</u> <u>おたき</u> <u>尼ヶ台総合公園</u>	(略) <u>警察</u> <u>消防、警察</u>																									
	(略)																										
支援ゾーン	施設名	備考（用途）																									
	(略)																										
長生・夷隅ゾーン	(略) <u>(新規)</u>	(略) <u>(新規)</u>																									
	(略)																										

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行																								
医療整備課 地-3-76	時点修正のため	<p>(2) 医療救護 広域防災拠点（災害拠点病院等） 28施設</p> <table border="1" data-bbox="524 284 1283 774"> <thead> <tr> <th>支援ゾーン</th> <th>施設名</th> <th>備考（用途等）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>千葉中央ゾーン</td> <td>千葉県総合救急災害医療センター 千葉大学医学部附属病院 千葉市立海浜病院 国立病院機構千葉医療センター 千葉市立青葉病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	支援ゾーン	施設名	備考（用途等）		(略)		千葉中央ゾーン	千葉県総合救急災害医療センター 千葉大学医学部附属病院 千葉市立海浜病院 国立病院機構千葉医療センター 千葉市立青葉病院			(略)		<p>(2) 医療救護 広域防災拠点（災害拠点病院等） 28施設</p> <table border="1" data-bbox="1352 284 2116 737"> <thead> <tr> <th>支援ゾーン</th> <th>施設名</th> <th>備考（用途等）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>千葉中央ゾーン</td> <td>県救急医療センター 千葉大学医学部附属病院 千葉市立海浜病院 国立病院機構千葉医療センター 千葉市立青葉病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	支援ゾーン	施設名	備考（用途等）		(略)		千葉中央ゾーン	県救急医療センター 千葉大学医学部附属病院 千葉市立海浜病院 国立病院機構千葉医療センター 千葉市立青葉病院			(略)	
支援ゾーン	施設名	備考（用途等）																									
	(略)																										
千葉中央ゾーン	千葉県総合救急災害医療センター 千葉大学医学部附属病院 千葉市立海浜病院 国立病院機構千葉医療センター 千葉市立青葉病院																										
	(略)																										
支援ゾーン	施設名	備考（用途等）																									
	(略)																										
千葉中央ゾーン	県救急医療センター 千葉大学医学部附属病院 千葉市立海浜病院 国立病院機構千葉医療センター 千葉市立青葉病院																										
	(略)																										
危機管理政策課 地-3-79	防災基本計画修正のため	<p>7 市町村の受援体制の整備（<u>防災危機管理部</u>、市町村） (略) 特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や 応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。<u>その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u></p>	<p>7 市町村の受援体制の整備（市町村） (略) 特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や 応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。<u>(追記)</u></p>																								

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
健康福祉政策課 都市計画課 地-3-81	国の防災基本計画に記載あり  誤記のため	第3章 災害応急対策計画 第9節 広域応援の要請及び県外支援 16 県外被災県等への支援（総務部、総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、企業局、教育庁） （1）人材支援 ア 医療チームの派遣（DMAT、医療救護班、 <u>JDAT</u> 、 <u>DPAAT</u> 等）  <u>エ 災害時健康危機管理支援チームの派遣（DHEAT）</u> <u>オ～ク</u> カ 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地 <del>応急</del> 危険度判定士の派遣	第3章 災害応急対策計画 第9節 広域応援の要請及び県外支援 16 県外被災県等への支援（総務部、総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、企業局、教育庁） （1）人材支援 ア 医療チームの派遣（DMAT、医療救護班、 <u>DPAAT</u> 等）  <u>（新規）</u> <u>エ～キ</u> オ 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地 <del>応急</del> 危険度判定士の派遣
防災対策課 地-3-86	防衛省防災業務計画（令和6年3月28日）の記載要領と整合のため	第10節 自衛隊への災害派遣要請 6 災害派遣部隊の受入体制（防災危機管理部、市町村） （5）災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容 イ 避難の援助 避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。 <u>また、地方公共団体等から避難者等の駐屯地等への受入れを求められた場合、駐屯地司令等は、受入可能な範囲で避難者等を受け入れ、避難者等に対して、所要の支援を実施するものとする。なお、避難者等については、原則として地方公共団体等からの要請に基づき受け入れるものとし、避難者等を受け入れる場合、駐屯地司令等は、地方公共団体と同職員の駐屯地等への配置、避難所等への早期移管を調整する。</u>	第10節 自衛隊への災害派遣要請 6 災害派遣部隊の受入体制（防災危機管理部、市町村） （5）災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容 イ 避難の援助 避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。 <u>（新規）</u>
防災対策課 地-3-87	防衛省防災業務計画（令和6年3月28日）の記載要領と整合のため	ケ 給食、給水 <u>及び入浴支援</u> 被災者に対し、給食、給水 <u>及び入浴支援</u> を実施する。 <del>コ 入浴支援 被災者に対し、入浴支援を実施する。</del>	ケ 給食及び給水 被災者に対し、給食 <u>及び給水</u> を実施する。 コ <u>入浴支援</u> <u>被災者に対し、入浴支援を実施する。</u>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
	め	<u>コ～シ</u>	<u>コ～ス</u>
疾病対策課 地-3-94  (東-5-40、 風-3-104も同 様)	感染拡大防止策を講じるのは施設等の管理者等になる。	第13節 保健衛生・防疫・廃棄物等対策 3 防疫（健康福祉部、市町村） （3）災害防疫の実施方法 ア 県の業務 （ア）予防及びまん延防止 保健所は（中略）必要に応じて市町村や関係機関等 <u>に対し感染拡大防止の指導をする。市町村や関係機関等が感染拡大防止策を講じることが困難と判断される場合には、保健所等、県が実施する。</u>	第13節 保健衛生・防疫・廃棄物等対策 3 防疫（健康福祉部、市町村） （3）災害防疫の実施方法 ア 県の業務 （ア）予防及びまん延防止 保健所は（中略）必要に応じて市町村や関係機関等 <u>の協力を得て感染拡大防止策を講ずる。</u>
疾病対策課 地-3-94  (東-5-40、 風-3-104も同 様)	感染症法27条の規定による消毒の実施主体は市町村である。	（キ）消毒の実施 <u>感染症の発生及びまん延を防止するために必要があると認めるときは、感染症法第27条の規定により、市町村に対し、消毒指示をする。市町村が消毒することが困難と判断される場合には、保健所等、県が実施する。</u>	（キ）消毒の実施 感染症法第27条の規定により、 <u>消毒を行うものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図るものとする。</u>
疾病対策課 地-3-94  (東-5-40、 風-3-104も同 様)	国の防災基本計画の記載に統一    国の防災基本計画に記載あり	（ク） <u>新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む）</u> に関する情報共有 保健所（健康福祉センター）は <u>新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む）</u> （略）  （ケ） <u>専門家の派遣要請</u> <u>避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣要請を検討する。</u>	（ク） <u>指定感染症</u> に関する情報共有 保健所（健康福祉センター）は <u>指定感染症</u> （略）  （新規）

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
	国の防災基本計画に記載あり	イ 市町村の業務 <u>(オ) 専門家の派遣要請</u> <u>避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣要請を検討する。</u>	(新規)
疾病対策課 地-3-94 地-3-95  (東-5-40、 風-3-105も同 様)	災害時に限ったことではないため、記載がなくても実施する。(これを記載するのであれば患者の移送等も記載する必要がある。)	第13節 保健衛生・防疫・廃棄物等対策 3 防疫(健康福祉部、市町村) <u>(4) 削除</u>  <u>(4) ~ (5)</u>	第13節 保健衛生・防疫・廃棄物等対策 3 防疫(健康福祉部、市町村) (4) 患者の入院  <u>(5) ~ (6)</u>
衛生指導課 地-3-95	説明追記	第3章 災害応急対策計画 第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策 4 死体の搜索処理等(防疫危機管理部、健康福祉部、病院局、警察本部、市町村) (1) 実施機関 イ <u>遺体保存用の資機材の確保及び埋葬等について</u> 、当該市町村限りで <u>対応</u> 不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。 また、県は、「千葉県広域火葬計画」に基づく遺体の <u>火葬実施</u> 体制を構築するために、市町村、火葬場及び応援協定締結団体との間で、ファクシミリ等による応援要請、協力依頼等の連絡調整訓練を随時実施する。	第3章 災害応急対策計画 第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策 4 死体の搜索処理等(防疫危機管理部、健康福祉部、病院局、警察本部、市町村) (1) 実施機関 イ 当該市町村限りで <u>処理</u> 不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。 また、県は、「千葉県広域火葬計画」に基づく遺体の <u>処理</u> 体制を構築するために、市町村、火葬場及び応援協定締結団体との間で、ファクシミリ等による応援要請、協力依頼等の連絡調整訓練を随時実施する。

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
衛生指導課 地-3-97	国の防災基本計画と記載を合わせるため。	第3章 災害応急対策計画 第13節 保険衛生、防疫、廃棄物等対策 5 動物対策 県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、 <u>獣医師会等</u> 関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、 <u>飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応等</u> 動物救護活動を実施する。	第3章 災害応急対策計画 第13節 保険衛生、防疫、廃棄物等対策 5 動物対策 県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、動物救護活動を実施する。
循環型社会推進課 地-3-97	全市町村で災害廃棄物処理計画の策定が完了したため	第3章 災害応急対策計画 第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策 6 清掃及び障害物の除去（防災危機管理部、環境生活部、農林水産部、県土整備部、市町村） （1）災害廃棄物処理 県は、平時には災害廃棄物対策指針（環境省）（以下「対策指針」という。）、千葉県災害廃棄物処理計画（以下「県計画」という。）に基づき、市町村災害廃棄物処理計画策定モデル（千葉県内用）等を活用し、市町村における災害廃棄物処理計画の <u>適宜見直し</u> を促し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。	第3章 災害応急対策計画 第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策 6 清掃及び障害物の除去（防災危機管理部、環境生活部、農林水産部、県土整備部、市町村） （1）災害廃棄物処理 県は、平時には災害廃棄物対策指針（環境省）（以下「対策指針」という。）、千葉県災害廃棄物処理計画（以下「県計画」という。）に基づき、市町村災害廃棄物処理計画策定モデル（千葉県内用）等を活用し、市町村における災害廃棄物処理計画の <u>策定</u> を促し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。
循環型社会推進課 地-3-97	文章の統一のため	第3章 災害応急対策計画 第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策 6 清掃及び障害物の除去（防災危機管理部、環境生活部、農林水産部、県土整備部、市町村） （1）災害廃棄物処理 イ 廃棄物の収集、処理 （イ）災害廃棄物の処理方針 a  がれき がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減したのち、各市町村 <u>において</u> 適正に処分することとする。	第3章 災害応急対策計画 第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策 6 清掃及び障害物の除去（防災危機管理部、環境生活部、農林水産部、県土整備部、市町村） （1）災害廃棄物処理 イ 廃棄物の収集、処理 （イ）災害廃棄物の処理方針 a  がれき がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減したのち、各市町村の <u>最終処分場</u> で適正に処分することとする。

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
住宅課 地-3-101	協定団体の増 加のため	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第14節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理</p> <p>1 応急仮設住宅の供与等（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部、市町村）</p> <p>（3）建設資材の確保</p> <p>ア 県が行う応急仮設住宅の建設資材及び建設工事労務は、協定に基づき、①一般社団法人プレハブ建築協会②一般社団法人千葉県建設業協会③一般社団法人全国木造建設事業協会④<u>一般社団法人日本ログハウス協会</u>⑤<u>一般社団法人日本ムービングハウス協会</u>のあつせんする業者を通じて確保する。</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理</p> <p>1 応急仮設住宅の供与等（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部、市町村）</p> <p>（3）建設資材の確保</p> <p>ア 県が行う応急仮設住宅の建設資材及び建設工事労務は、協定に基づき、①一般社団法人プレハブ建築協会②一般社団法人千葉県建設業協会③一般社団法人全国木造建設事業協会のあつせんする業者を通じて確保する。</p>
東京ガス(株) 地3-107		<p>第15節 液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧</p> <p>4 ガス施設</p> <p>（3）災害時の広報（エ）</p> <p>イ マイコンメータが作動してガスが出ない場合</p> <p>（イ）クリームのメータの場合は、左上の丸い蓋を外し<u>（蓋がないタイプもある）</u>、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する。</p> <p>（5）事業継続計画の策定・発動（東京ガス(株)、<u>東京ガスネットワーク(株)</u>）</p>	<p>第15節 液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧</p> <p>4 ガス施設</p> <p>（3）災害時の広報（エ）</p> <p>イ マイコンメータ<u>（前面にランプがあるメータ）</u>が作動してガスが出ない場合</p> <p>（イ）クリームのメータの場合は、左上の丸い蓋を外し、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する。</p> <p>（5）事業継続計画の策定・発動（東京ガス(株)）</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策 課 支援室 地-3-118	防災基本計画 修正のため	<p>第3章 災害応急対策計画 第16節 ボランティアの協力</p> <p>また、県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、<u>災害</u>中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、復旧・復興期も含めた多様な被災者ニーズを踏まえ、各団体の多様性と継続性を活かしたボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。</p> <p><u>県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域で活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、災害中間支援組織や千葉県災害ボランティアセンターとの役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。</u></p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第16節 ボランティアの協力</p> <p>また、県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、復旧・復興期も含めた多様な被災者ニーズを踏まえ、各団体の多様性と継続性を活かしたボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>
危機管理政策 課 支援室 地-4-2	防災基本計画 修正のため	<p>第4章 災害復旧計画 第1節 被災者生活安定のための支援 1 被災者に関する支援の情報の提供等（全庁、市町村）</p> <p>県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、<u>災害ケースマネジメントの実施等により</u>、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p> <p>県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムやWEB会議等を活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるとともに、被災者台帳を作成する市町村からの要請により、被災者に対して実施した支援に関する情報を提供する。</p> <p><u>併せて、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p>	<p>第4章 災害復旧計画 第1節 被災者生活安定のための支援</p> <p>県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p> <p>県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムやWEB会議等を活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるとともに、被災者台帳を作成する市町村からの要請により、被災者に対して実施した支援に関する情報を提供する。</p> <p><u>(新規)</u></p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
団体指導課 地-4-11 地-4-12  下水道課 地-4-16	現行の融資制度に合わせ、利率の記載方法及び償還期間を修正する必要があるため。	12 農林漁業者への融資 ① 地-4-12 の表の時点を「令和 <u>6</u> 年 8 月 1 日」とする。 ② 「(株)日本政策金融公庫資金」に係る「利率欄」を「 <u>固定金利</u> ( <u>適用される融資時の金利は毎月見直し</u> )」に修正する。 ③ 「農林漁業セーフティネット資金」に係る償還期間を「 <u>15</u> 年」に修正する。 第4章 災害復旧対策 第3節 液状化等によるライフライン関連施設等の復旧対策 2 下水道施設 下水道施設に被害が発生したときは、余震や二次災害等に配慮し、他のライフラインの復旧状況等を勘案し復旧順序を定める。また、効率的な復旧を行うため、二次災害の発生や避難の長期化などを想定し、優先度の高い施設から復旧する。 ア 管路施設（優先度の高い順） (ア) 重要な幹線等 (イ) その他の幹線管渠 (ウ) 枝線管渠 (エ) 取付管渠 イ 処理場、ポンプ場（優先度の高い順） (ア) 非常用電力、水源の確保 (イ) 下水排除（揚水等） (ウ) 汚水の沈殿放流（最初沈殿池）、感染症予防（ <u>消毒</u> ） (エ) 汚水処理	12 農林漁業者への融資 ① 「令和 <u>4</u> 年 8 月 1 日」 ② 「 <u>変動</u> （毎月見直し）」 ③ 「 <u>10</u> 年」 第4章 災害復旧対策 第3節 液状化等によるライフライン関連施設等の復旧対策 2 下水道施設 下水道施設に被害が発生したときは、余震や二次災害等に配慮し、他のライフラインの復旧状況等を勘案し復旧順序を定める。また、効率的な復旧を行うため、二次災害の発生や避難の長期化などを想定し、優先度の高い施設から復旧する。 ア 管路施設（優先度の高い順） (ア) <u>処理場、ポンプ場等の基幹施設、重要な幹線等</u> (イ) その他の幹線管渠 (ウ) 枝線管渠 (エ) 取付管渠 イ 処理場、ポンプ場（優先度の高い順） (ア) 非常用電力、水源の確保 (イ) 下水排除（揚水等） (ウ) 汚水の沈殿放流（最初沈殿池）、感染症予防（ <u>滅菌</u> ） (エ) 汚水処理
銚子地方気象台 地6-2	文字の統一	第1節 総則 2 定義（1）後発地震 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定震源域周辺で <u>M<sub>w</sub></u> 7 以上の地震が発生した後に発生する、更に大きな規模の後発の地震をいう。	第1節 総則 2 定義（1）後発地震 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定震源域周辺で <u>M</u> 7 以上の地震が発生した後に発生する、更に大きな規模の後発の地震をいう。